

保険金・給付金のご請求手続き

ご請求手続きの流れ



お客さま

1 当社へのご連絡

大樹生命お客さまサービスセンター

平日 9:00 ~ 18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

0120-318-766

- お手元に当社の保険証券をすべてご準備ください。
- ご連絡いただいた際に、おうかがいする事項がございますので、4ページの記載事項を事前にご確認ください。
- 受取人さまから大樹生命お客さまサービスセンターまたは当社の担当者までご連絡ください。

2023年7月開始

一部の保険金・給付金については、インターネット請求が可能です。

スマートフォンからはこちら▶

大樹生命 保険金・給付金 🔍



詳しくは **4**、**5** ページ



大樹生命

2 ご請求のご案内

- ご請求の詳しいご案内と請求書類をお届けします。

詳しくは **5** ページ



お客さま

3 必要書類のご提出

- 必要な書類をご準備いただき、ご提出ください。

詳しくは **6** ページ



大樹生命

4 保険金・給付金のお支払い

- ご提出いただいた書類の内容を確認し、ご契約の約款にしたがって保険金・給付金をお支払いします。

詳しくは **7** ページ



お客さま

5 お支払内容のご確認

- お支払金額などの明細を郵送いたしますので内容をご確認ください。

詳しくは **7** ページ



1 当社へのご連絡

ご連絡いただいた際、 以下の事項についておうかがいします

※記載していない事項についてもうかがいする場合があります。



被保険者が お亡くなりにな った場合

- 1 証券番号 (●●●●)●●●●●●—●●●●●●
※複数のご契約に加入されている場合は全件ご確認をお願いします。
- 2 お申出人の氏名 (保険金受取人以外の方からお申出の場合)
- 3 保険金受取人の氏名 (被保険者との続柄と連絡先)
- 4 お亡くなりになった方 (被保険者) の氏名・生年月日
- 5 お亡くなりになった日
- 6 お亡くなりになった原因 (病気・事故など)
- 7 お亡くなりになる前の入院・手術の有無

※ご契約内容によって死亡保険金のほか、入院給付金などのご請求が可能な場合があります。



被保険者が 入院・ 手術などを された場合

- 1 証券番号 (●●●●)●●●●●●—●●●●●●
※複数のご契約に加入されている場合は全件ご確認をお願いします。
- 2 入院・手術・通院をされた方の氏名
- 3 入院・手術・通院の原因 (病気・事故など)
- 4 入院日・退院日
- 5 手術名・手術日 (手術を受けられた場合)
- 6 事故の場合は受傷日・原因など



**ご注意
いただきたい
こと**

- 被保険者ご本人が病名をご存知ない場合、保険金や給付金をお支払いすることによって、病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、ご請求の連絡をいただく際に大樹生命お客さまサービスセンターまたは当社の担当者までお申出ください。

受取人さまからご連絡ください



被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合、**指定代理請求人**または**代理請求人**が被保険者に代わって保険金・給付金を請求できることがあります。詳しくは、大樹生命お客さまサービスセンターまたは当社の担当者までご連絡ください。

被保険者本人がご請求できない特別な事情の例

被保険者本人が
請求を行う意思表示ができない
場合



被保険者本人が
病名を知らされていない
場合



2 ご請求のご案内

ご請求の詳しいご案内と 請求書類をお届けします

- お申出内容およびご契約内容から、お支払いの対象となる可能性がある保険金・給付金およびご請求に必要な書類をご案内します。請求書類は当社から郵送もしくは当社の担当者がお届けいたします。



3 必要書類のご提出

必要な書類をご準備いただき、ご提出ください

主な必要書類	請求内容例		備考
	死亡保険金 	入院・手術 給付金 	
当社所定の請求書	○	○	受取人ご本人がご記入ください。
死亡証明書 または死亡診断書 (死体検案書)	○		契約(復活・保障内容変更)後2年以内にお亡くなりになった場合は、当社所定の「死亡証明書」(原本)。それ以外の場合は、一般の死亡診断書(コピー可)をご提出ください。
当社所定の診断書		○	当社からお届けした診断書に、担当医の証明をいただいでください。 簡易なお取扱い^(※)があります。
保険証券	○		—
事故状況報告書 (不慮の事故の場合)	○	○	当社からお届けした所定の用紙に、事故の状況をご記入ください。
交通事故証明書 (交通事故の場合)	○	○	自動車安全運転センターで交付を受けてください。

手続きの内容によっては、被保険者や受取人の戸籍謄本など、記載以外の書類のご提出をお願いすること、または記載している書類の一部を省略できること、記載している書類の提出以外の会社の定める方法により請求できることがあります。詳しくはご請求時にお渡しするご案内書類をご確認ください。

(※) 簡易なお取扱いについて

入院・手術給付金などの請求で所定の基準を満たす場合、**医療費領収書・診療明細書**などのご提出と**当社所定の報告書**にご記入いただくことで、**当社所定の診断書の提出を省略**することができます。所定の基準については、大樹生命お客さまサービスセンターまたは当社の担当者までお問合せください。



ご注意ください

- 診断書や戸籍謄本など、ご請求に必要な書類のお取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますのでご了承ください。
- 当社所定の診断書および通院証明書をお取寄せのうえ、ご提出いただいたにもかかわらず、全くお支払いとならなかった場合は、「診断書取得費用相当額」として一律5,000円(通院証明書は一律3,000円)およびその金額に対する消費税相当分をお支払いいたします。(当社所定の要件を満たしている必要があります。)



4 保険金・給付金のお支払い

書類の内容を確認し、お支払いします

- ご提出いただいた書類の内容をすみやかに確認し、ご契約の内容にしたがってお支払いいたします。保険金・給付金のご指定いただいた口座へ送金いたします。
- ご提出いただいた書類に不備があった場合は、通知・書類を郵送もしくは当社の担当者よりご連絡いたします。

お支払いにあたって 確認を行う場合があります

- 書類の内容を拝見した結果、治療の内容・経過、障がいの状態や事故の状況などについて、医療機関などに確認を行う場合があります。この場合は、当社が委託した確認会社の担当者がおうかがいします。また、確認が必要になった際は、お支払いまでにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。



5 お支払い内容のご確認

お支払い内容の明細をご確認ください

- お支払いの対象となった保険金・給付金の明細を郵送いたしますので、ご確認ください。明細には、お支払いの対象となった保険金・給付金の種類やお支払金額、お支払日などを記載しています。

